別記様式第１の前の「(別記)」を削り、別記様式第１中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第１中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三を次のように改める。

別記様式第３（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核原料物質の使用に関する規則）第　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該提出の適用条文の条項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

５　該当事項のない欄は、省略すること。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第八条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項、第一条の四第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第四条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第七条の十四第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第八条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十四条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第十九条第二項及び第十九条の二の二第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十九条の五第五項、第十九条の六第四項及び第十九条の九第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第二の二中「様式第２の２」を「別記様式第２の２」に改め、別記様式第二の三中「様式第２の３」を「別記様式第２の３」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改める。

（船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則の一部改正）

第九条　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則（昭和四十七年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表核燃料物質使用計画の項中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、同表備考２中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に改め、同表備考５中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改める。

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第十条　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。

別記様式第一から別記様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第六中「様式第６」を「別記様式第６」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第十一条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「総理府・通商産業省令」を「総　理　府　令　通商産業省令」に改める。

第六条第三号及び第四号中「講じる」を「講ずる」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。

別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第十二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第六中「様式第６」を「別記様式第６」に改め、別記様式第七中「様式第７」を「別記様式第７」に改め、別記様式第八中「様式第８」を「別記様式第８」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十三条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第五条第三項、第七条第四項、第九条第五項、第十条第二項、第十二条第五項、第二十六条第三項、第三十一条第五項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第五十八条第二項の表二の項中「講じる」を「講ずる」に改める。

第六十五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七十二条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第八十一条第一項第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第八十二条第五項、前四項」を「前各項」に改める。

第八十四条第三号及び第六号、第八十四条の二第三号及び第七号、第八十五条第七号並びに第八十六条第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。